

従業員の皆さんへ

平成 26 年 4 月 1 日

北日本産業株式会社

業務部

「次世代育成支援対策推進法」に基づく行動計画について

○ はじめに

■ 次世代育成支援対策推進法とは

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を進めるため、国や地方公共団体による取組だけでなく、101人以上の労働者を雇用する事業主は、一般事業主行動計画を策定し、取り組まなければならないというものです。

○ 社としての取り組み

■ より安心して子育て育児が行えるよう、就業規則「育児休業等」、「育児短時間勤務」の周知取得の促進を図る。

第 52 条（育児休業等）

社員が満 1 歳に満たない子の養育をしようとしたとき、申出により育児休業を取得することができる。その期間は原則として子が満 1 歳になる月の末日までとする。但し、労使協定により、勤務 1 年未満の者、申出の日から 1 年以内に雇用関係が終了することが明らかな者、及び 1 週間の所定労働日数が 2 日以下の者を除く。

②育児休暇を取得しようとするとき、原則 1 カ月前までに育児休業願を提出し申し出るものとする。会社は必要最小限の各種証明書の提出を求めることがある。

③この規則に定めのないその他育児関係制度については関係法令の定めるところによる。

第 53 条（育児短時間勤務）

満 3 歳に満たない子を養育する社員は申出により所定労働時間を午前 9 時から午後 4 時までの 6 時間とすることができる。但し、労使協定により勤務 1 年未満の者、及び 1 週間の所定労働日数が 2 日以下の者は除く。

②申出方法は原則育児休業の規定を準用する。

○ その他

■ 雇用保険 育児休業給付制度の活用

上記、育児休業等の賃金の取扱いについては無給ですが、次のすべての条件を満たした場合、雇用保険の育児休業給付金を受け取ることができる。

1. 一般被保険者である。
2. 育児休暇開始日の前2年間に、賃金支払い基礎日数11日以上の月が12カ月以上ある。
3. 各支給単位期間（育児休暇開始から1ヶ月毎の区切り）に、休暇日が20日以上ある。
4. 各支給単位期間において、休暇開始時の賃金に比べ、80%未満の賃金で雇用されている。